

答申第 670 号

平成 30 年 1 月 10 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 7 月 20 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 25）（諮問第 753 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付け県民局総務室長名義通知文、同日付け県民局次世代育成部子ども家庭課長名義通知文、同月28日付け依頼文、同年8月5日付け事務連絡、同月8日付け依頼文、同月18日付け通知文、同通知に係る起案文書、同月25日付け特定会議の議事録及び同特定会議の資料を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付け県民局総務室長名義通知文（以下「甲文書」という。）、同日付け県民局次世代育成部子ども家庭課長名義通知文（以下「乙文書」という。）、同月28日付け依頼文（以下「丙文書」という。）、同年8月5日付け事務連絡（以下「丁文書」という。）及び同月8日付け依頼文（以下「戊文書」という。）を対象文書として特定の上、その全てを公開する決定を行うとともに、同月18日付け通知文（以下「己文書」という。）、同通知に係る起案文書（以下「庚文書」という。）、同月25日付け特定会議の議事録（以下「辛文書」という。）及び同特定会議の資料（以下「壬文書」という。）を対象文書として特定し、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書を理由に別表1に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下、両決定を「本件処分」と総称する。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。

イ 常勤・非常勤職員数や警備員数

常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。

ウ 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報

警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。

エ 緊急時の連絡体制に関する情報

緊急時の連絡体制について、公務員は現にこれを知っていても連絡体制の遮断は行われておらず、そのような事態は生じていない。

オ 不審者等対応マニュアルに関する情報

不審者等対応マニュアルは公務員の間で共有されており、公務員や元

公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起こしていないにもかかわらず、実施機関は、公開請求者がかかる情報を得た場合、犯罪行為を実行すると説明しており、主権者蔑視の違憲の弁明である。

カ 国の第2次補正予算に関する情報

国の第2次補正予算に関する情報は財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開されるべきである。

また、実施機関は、これらの情報が誤った情報であるため、これらを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれや国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれ、さらには、国から情報提供を受けている他の実施機関や関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

しかし、公務員が、事実確認が不十分な情報や誤った情報を得ることは当然であり、誤った情報があれば、主権者はそれを知る権利がある。

さらに、実施機関のかかる説明は、公務員の無謬性を動揺させる情報を具体的に開示したくないがための弁明であり、民主主義国家の情報公開とは言えない。情報公開は公開請求者にのみ実施されるものであり、他の実施機関、関連機関に伝わる高度の蓋然性もなく、たとえ伝わったとしても非公開とすべきほどの混乱は生じない。

(2) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(4) その他

ア 教示文について

(ア) 全部公開決定する場合にあっても、文書の特定を争う余地はあるため、教示文を付すべきである。

(イ) 教示文を付さなかったことは条例第1条等に反する。

(ウ) 教示文を付さなかったことは審査請求の理由となる。

イ 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

ウ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

エ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（鎌倉三浦地域児童相談所）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 己文書

己文書において本件処分により非公開とした情報（以下「己文書非公開情報」という。）は、県民局入所施設における防犯体制に関する情報であるところ、県民局入所施設とは、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所や利用が予定されている施設である。

県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務があるところ、己文書非公開情報は、当該施設の夜間における巡回等、具体的な防犯体制に

関するものであるため、これを公開した場合、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがある。かかる場合、当該施設における安全面の確保に困難を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。

よって、己文書非公開情報は、公開することにより安全確保に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 庚文書

庚文書は、己文書に含まれる照会について回答を行うために作成された起案文書であるところ、庚文書において本件処分により非公開とした情報は、実施機関において採られた具体的な防犯体制に関するものである。実施機関は県民の入所が予定される施設ではないものの、開所時間中には児童やその保護者が頻繁に来所しており、これらの利用者の安全を確保しなければならないという点で県民局入所施設と異なることはない。よって、かかる情報は、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 辛文書

辛文書は、特定会議の議事録であるところ、同会議は、特定事件の再発防止に向けた課題を整理・検討するために県民局入所施設等の所属長から構成された会議体である。

(ア) 辛文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報

辛文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報は、県民局入所施設等の防犯体制について、各所属長が具体的に言及したものであり、己文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 辛文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第2次補正予算に関する情報

辛文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第2

次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであるところ、かかる情報は、県担当者の聞き取りに基づくものであって、事実確認が不十分な誤った情報が含まれており、これを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって、国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、国から同様に情報提供を受けている他の実施機関や、関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれもある。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 辛文書において本件処分により非公開とした情報のうち、特定の県民局入所施設2施設の不審者等対応マニュアル

不審者等対応マニュアルは、加害者が来所した場合等の緊急時における対応手順が具体的に記載されているものであるところ、これを公開すると、当該マニュアルを有する県民局所管施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがあるため、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 壬文書

壬文書において本件処分により非公開とした情報は、己文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(2) 条例第7条該当性について

本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、甲文書から壬文書まで（以下「本件行政文書」と総称する。）を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

実施機関は、児童福祉法第12条に基づき、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として設置されたものである。実施機関は入所施設を有していないものの、施設管理の安全を確保するという観点から特定会議に参加する等して本件行政文書を取得しており、他に直接的に特定事件に係る業務を所管しているものではない。

したがって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

(4) その他

ア 教示文について

行政不服審査法第82条が行政庁に対し教示義務を課しているのは、処分の相手方が、当該処分に対し不服申立て等ができるか否か了知していないことが一般に想定されるため、かかる処分の相手方の権利救済の機会を十分に保障するためであり、教示文を付さなかったとしても、そのことをもって当該処分そのものが違法になるものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

ウ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、さらに、条例第15条の規定に基づき定め

られた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書及び乙文書は特定事件の発生を受けて発出された施設の安全管理に関する通知文であり、丙文書及び戊文書は実施機関が施設の管理者として特定事項を依頼されたため、丁文書は特定事件に関し関係機関への対応や情報共有について統一的対応を依頼されたため、己文書、庚文書、辛文書及び壬文書については実施機関の所属長が特定会議に参加したため管理していたものと認められる。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件非公開情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

もっとも、本件非公開情報はその量が多いため、まず、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか等を個別具体的に判断するものとする。

ア 実施機関が説明する非公開理由

当審査会が確認したところ、実施機関が本件非公開情報を非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、不審者等対応マニュアルに関する情報、国の第2次補正予算に関する情報の3つに大別されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。

(ア) 施設の具体的防犯体制に関する情報

防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、施設の具体的防犯体制に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) 不審者等対応マニュアルに関する情報

不審者等対応マニュアルに関する情報については、実施機関が説明するとおり、マニュアルの内容は防犯体制の具体的内容に関する情報であり、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障を及ぼすと認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

しかしながら、マニュアルの有無に関する情報については、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、かかるマニュアルの内容に関する情報は同号柱書に該当するものの、その有無のみに関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

(ウ) 国の第2次補正予算に関する情報

実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特

定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公開した場合、誤った情報を広く知らしめ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、誤った情報である国の第2次補正予算に関する情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

イ 審査請求人の主張

実施機関の説明する非公開理由の当否は前記アのとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は前記3(1)ア、イ、ウ、エ及びカのとおり種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

ウ 結論

以上を前提に、また当審査会において確認した本件非公開情報の内容に照らし判断すると、本件非公開情報のうち、別表2に掲げるものについては条例第5条第4号柱書に該当するためこれを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たない、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たりえないため公開すべきであると判断する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公

開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、総じて防犯体制に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(5) その他

審査請求人は、全部公開決定する場合にあっても教示文を付すべきであり、教示文を付さないことは条例第1条等に反すること、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

当審査会が確認したところ、審査請求人の教示文に係る主張については、実施機関が説明するとおり、教示制度の趣旨にかんがみれば、教示文を付さなかったことをもって本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、さらに、その余の主張についても、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、審査請求人のいずれの主張も採用することはできない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
己文書	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管 9 施設における警備体制に関する情報（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報
		県民局所管 9 施設における夜間の県職員の体制に関する情報
		県民局所管 9 施設における防犯カメラの有無に関する情報
		県民局所管 9 施設における自動警報装置の有無に関する情報
庚文書	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）	入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った実施機関の対応の内容
		実施機関における侵入者対策の内容
		実施機関における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報
		実施機関における施設の危機管理上の課題
		実施機関における入所者への緊急時伝達方法
		実施機関における職員への緊急時伝達方法
	県有施設における警備体制の状況	実施機関における警備体制に関する情報（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報
		実施機関における夜間の県職員の体制に関する情報
		実施機関における防犯カメラの有無に関する情報
		実施機関における自動警報装置の有無に関する情報
辛文書	特定会議議事概要	<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2 頁目中、2 行目から 9 行目まで、11 行目から 23 行目まで、25 行目から 36 行目まで、42 行目 37 文字目から 43 行目まで ○ 3 頁目中、1 行目から 5 行目まで、7 行目、10 行目から 15 行目まで、20 行目から 34 行目まで、38 行目から 42 行目まで ○ 4 頁目中、2 行目から 4 行目まで、7 行目から 9 行目まで、12 行目の 20 文字目から 13 行目まで、17 行目、26 行目、28 行目、30 行目、32 行目から 33 行目まで、35 行目、37 行目 ○ 5 頁目中、18 行目から 19 行目まで、24 行目から 26 行目まで <p>国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5 頁目中、3 行目から 5 行目まで、8 行目から 9 行目まで、21 行目から 23 行目まで

別表 1 < 続き >

原処分非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
辛文書 < 続き >	特定の県民局 入所施設 2 施 設の不審者等 対応マニユア ル	全情報
壬文書	特定事件を受 けた入所施設 での対応につ いて（調査 票）	入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容
		県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容
		県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報
		県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題
		県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法
		県民局所管 10 施設における職員への緊急時伝達方法
	入居を伴う県 有施設におけ る警備体制の 状況	県民局所管 12 施設における警備体制に関する情報（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）
		県民局所管 12 施設における夜間の県職員の体制に関する情報
		県民局所管 12 施設における防犯カメラの有無に関する情報
		県民局所管 12 施設における自動警報装置の有無に関する情報

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 〔 答申本文 参照箇所 〕
己文書	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管 9 施設における警備体制に関する情報（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。	5 (2) ア (ア)
		県民局所管 9 施設における夜間の県職員の体制に関する情報		
		県民局所管 9 施設における防犯カメラの有無に関する情報		
		県民局所管 9 施設における自動警報装置の有無に関する情報		
庚文書	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）	入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った実施機関の対応の内容中、次に掲げるもの ○ 第 5 欄第 3 項のうち、3 行目から 6 行目まで	具体的防犯体制に関する情報のため。	5 (2) ア (ア)
		実施機関における侵入者対策の内容		
		実施機関における施設の危機管理上の課題		

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 〔 答申本文 参照箇所 〕
庚文書 ＜続き＞	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票） ＜続き＞	実施機関における職員への緊急時伝達方法	緊急時の連絡体制に関する情報であって、公開することにより容易にその連絡を遮断することが可能となり、当該施設における安全面の確保に支障が生じるおそれがあると認められる。	—
	県有施設における警備体制の状況	実施機関における警備体制に関する情報（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。	5 (2) ア(ア)
		実施機関における夜間の県職員の体制に関する情報		
		実施機関における防犯カメラの有無に関する情報		
実施機関における自動警報装置の有無に関する情報				

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 〔 答申本文 参照箇所 〕
辛文書	特定会議 議事概要	<p>県民局入所施設等の 具体的防犯体制に関 する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2 頁目中、2 行目から 9 行目 まで、11 行目か ら 23 行目まで、 25 行目の 32 文字 目から 36 行目ま で、42 行目 37 文 字目から 43 行目 まで ○ 3 頁目中、1 行目から 5 行目 まで、7 行目、 12 行目の 27 文字 目から 15 行目ま で、20 行目から 34 行目まで、38 行目から 42 行目 まで 	<p>具体的防犯体制に 関する情報のた め。</p>	5 (2) ア (7)
		<p>県民局入所施設等の 具体的防犯体制に関 する情報中、次に掲 げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4 頁目中、2 行目から 4 行目 まで、7 行目か ら 9 行目まで、 26 行目、28 行 目、30 行目、32 行目から 33 行目 まで、35 行目、 37 行目 ○ 5 頁目中、18 行目から 19 行目 まで、24 行目か ら 26 行目まで 	<p>具体的防犯体制に 関する情報のた め。</p>	5 (2) ア (7)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 〔 答申本文 参照箇所 〕
辛文書 < 続き >	特定会議 議事概要 < 続き >	国の第 2 次補正予算 に関する情報 ○ 5 頁目中、3 行目から 5 行目 まで、8 行目か ら 9 行目まで、 21 行目から 23 行 目まで	事実確認が不十分 な誤った国の第 2 次補正予算に関す る情報であるた め。	5 (2) ア (ウ)
	特定の県 民局入所 施設 2 施 設の不審 者等対応 マニユア ル	マニュアルの冒頭の タイトル部分を除い た情報	具体的防犯体制に 関する情報のた め。	5 (2) ア (イ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 〔 答申本文 参照箇所 〕
壬文書	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）	<p>入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項、第 4 欄第 3 項 ○ 左記調査票 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 4 行目から 5 行目まで ○ 左記調査票 3 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 5 行目から 9 行目まで ○ 左記調査票 4 頁目表中、第 4 欄第 3 項 ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 3 行目から 5 行目まで 	具体的防犯体制に関する情報のため。	5 (2) ア(ア)
		<p>県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容中、次に掲げるものを除いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 5 欄第 3 項 		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 〔 答申本文 参照箇所 〕
壬文書 < 続き >	特定事件 を受けた施設 入所者への対応 について (調査 票) < 続き >	<p>県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 4 頁目表中、第 6 欄第 2 項のうち 4 行目から 13 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報のため。</p>	5 (2) ア (ア)
		<p>県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題中、次に掲げるものを除いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 7 欄第 3 項 		
		<p>県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法中、次に掲げるものを除いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票 4 頁目表中、第 8 欄第 3 項 ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 8 欄第 2 項、第 8 欄第 3 項 	<p>緊急時の連絡体制に関する情報であって、公開することにより容易にその連絡を遮断することが可能となり、当該施設における安全面の確保に支障が生じるおそれがあると認められる。また、空欄についても、緊急時の連絡体制が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため、同様の支障を生じるおそれがあると認められる。</p>	—
<p>県民局所管 10 施設における職員への緊急時伝達方法</p>				

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 〔 答申本文 参照箇所 〕
壬文書 < 続き >	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管 12 施設における警備体制に関する情報（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）	具体的防犯体制に関する情報のため。	5 (2) ア (ア)
		県民局所管 12 施設における夜間の県職員の体制に関する情報		
		県民局所管 12 施設における防犯カメラの有無に関する情報		
		県民局所管 12 施設における自動警報装置の有無に関する情報		

別表 3

公開すべき非公開情報の一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 〔実施機関〕 の説明
庚文書	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）	入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った実施機関の対応の内容中、次に掲げるもの ○ 第5欄第3項のうち、1行目から2行目まで	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報のため。
		実施機関における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報	マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申5(2)ア(1)参照)	
		実施機関における入所者への緊急時伝達方法	入所者のいない施設における入所者への緊急時伝達方法に関する情報であって、公開しても施設の安全面の確保に支障を生じるおそれがない情報であるため。	

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報の一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 〔実施機関〕 の説明
辛文書	特定会議 議事概要	<p>県民局入所施設等の 具体的防犯体制に関 する情報中、次に掲 げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2 頁目中、25 行目の 1 文字目 から 31 文字目ま で ○ 3 頁目中、10 行目から 12 行目 の 26 文字目まで ○ 4 頁目中、12 行目の 20 文字目 から 13 行目ま で、17 行目 	<p>公開することによ り施設の安全面の 確保に支障を生じ るような具体的防 犯体制に関する情 報とは認められな いため。</p>	<p>具体的防犯 体制に関する 情報のため。</p>
	特定の県 民局入所施 設 2 施設 の不審者 等対応マ ニュアル	<p>マニュアルの冒頭の タイトル部分</p>	<p>マニュアルの有無 に関する情報に過 ぎず、公開するこ とにより施設の安 全面の確保に支障 を生じるような情 報とは認められな いため。 (答申 5 (2) ア (1) 参照)</p>	<p>具体的防犯 体制に関する 情報のため。</p>

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報の一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 〔実施機関〕 の説明
壬文書	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）	<p>入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管10施設における対応の内容中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記調査票2 頁目表中、第4欄第2項のうち1行目から3行目まで、第4欄第3項、第4欄第4項 ○ 左記調査票3 頁目表中、第4欄第2項のうち1行目から4行目まで ○ 左記調査票4 頁目表中、第4欄第2項 ○ 左記調査票5 頁目表中、第4欄第2項のうち1行目から2行目まで、第4欄第3項 	<p>公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じると見られるような具体的な防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報のため。</p>

表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報の一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 〔実施機関 の説明〕
壬文書 < 続き >	特定事件 を受けた 入所施設 での対応 について (調査 票) < 続き >	県民局所管 10 施設に おける侵入者対策の 内容中、次に掲げる もの ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 5 欄第 3 項	公開することによ り施設の安全面の 確保に支障を生じ るような具体的防 犯体制に関する情 報とは認められな いため。	具体的防犯 体制に関す る情報のた め。
		県民局所管 10 施設に おける危機管理マ ニュアルの作成の有 無に関する情報中、 次に掲げるものを除 いたもの ○ 左記調査票 4 頁目表中、第 6 欄第 2 項のうち 4 行目から 13 行 目まで	マニュアルの有無 に関する情報に過 ぎず、公開するこ とにより施設の安 全面の確保に支障 を生じるような情 報とは認められな いため。 (答申 5 (2) ア (1) 参照)	
		県民局所管 10 施設に おける施設の危機管 理上の課題中、次に 掲げるもの ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 7 欄第 3 項	公開することによ り施設の安全面の 確保に支障を生じ るような具体的防 犯体制に関する情 報とは認められな いため。	
		県民局所管 10 施設に おける入所者への緊 急時伝達方法中、次 に掲げるもの ○ 左記調査票 4 頁目表中、第 8 欄第 3 項 ○ 左記調査票 5 頁目表中、第 8 欄第 2 項、第 8 欄第 3 項	入所者のいない施 設における入所者 への緊急時伝達方 法に関する情報で あって、公開して も施設の安全面の 確保に支障を生じ るおそれがない情 報であるため。	

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、
句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 7 月 26 日	○ 諮問
10 月 20 日 (第 169 回部会)	○ 審議
11 月 17 日 (第 170 回部会)	○ 審議
12 月 11 日 (第 171 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 30 年 1 月 10 日現在) (五十音順)